就学援助制度のお知らせ

津野町教育委員会

１．　就学援助制度について

この制度は、経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、学用品費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。

受給者の決定（認定）については、申請書の内容及び学校長の意見や所得基準等をもとに教育委員会で決定します。援助を希望されるすべての家庭が認定されるとは限りませんのでご承知ください。

２．　援助を受けられる方

①生活保護を受けている方

②生活保護に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる方

③その他特別な理由で援助を必要とされる方

３．　援助の内容

・学用品費	・通学用品費	・校外活動費
・新入学児童生徒学用品費	・修学旅行費	・医療費
・クラブ活動費	・生徒会費	・ＰＴＡ会費

４．　申込方法

毎年２月に町内の学校・園を通して申請のご案内を行っています。お子さまが町外の学校・園に通われていて申請を希望する方は、教育委員会にご連絡ください。年度途中の申請も受け付けておりますが、支給開始月や支給額等、変更される場合があります。

５．　お問合わせ先

通学中・入学予定の学校　または　津野町教育委員会（電話６２－２２５８）